

各関係団体の長 様

北海道保健福祉部福祉局福祉援護課長

ＥＰＡ介護福祉士が訪問系サービスを提供するに当たって受入れ機関等が留意すべき事項
について（通知）

日頃から本道の保健福祉行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省社会・援護局長から別添写しのとおり通知がありましたので、
お知らせするとともに、貴団体会員の皆様に周知くださいますようご協力をお願いします。

記

1 添付資料

- (1) 「ＥＰＡ介護福祉士が訪問系サービスを提供するに当たって受入れ機関等が留意すべき事項について」（平成29年1月12日社援発0112第4号）（都道府県知事、政令市・中核市長、地方厚生（支）局長、都道府県労働局長あて厚生労働省社会・援護局長通知）
- (2) 「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」の一部改正について」（平成29年1月12日社援発0112第1号）（都道府県知事、政令市・中核市長、地方厚生（支）局長、都道府県労働局長あて厚生労働省社会・援護局長通知）
- (3) 「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」の一部改正について」（平成29年1月12日社援発0112第2号）（都道府県知事、政令市・中核市長、地方厚生（支）局長、都道府県労働局長あて厚生労働省社会・援護局長通知）
- (4) 「「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」の一部改正について」（平成29年1月12日社援発0112第3号）（都道府県知事、政令市・中核市長、地方厚生（支）局長、都道府県労働局長あて厚生労働省社会・援護局長通知）
- (5) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第312号）

2 道のホームページにおける資料掲載について

上記添付資料について、北海道保健福祉部福祉局福祉援護課のホームページからダウンロードすることができます。

○ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/gaikokujinnkaigojinnzai.htm>

福祉基盤グループ
担当：清水
内線：25-620
E-mail：shimizu.yui@pref.hokkaido.lg.jp